

2019 年度 1 号認定園児募集要項



対象および募集人数

1 年保育	(5 歳児) 2013 年 4 月 2 日～2014 年 4 月 1 日生	若干名
2 年保育	(4 歳児) 2014 年 4 月 2 日～2015 年 4 月 1 日生	若干名
3 年保育	(3 歳児) 2015 年 4 月 2 日～2016 年 4 月 1 日生	約 20 名
満 3 歳児	(2 歳児) 3 歳の誕生日を迎えた翌日以降	若干名



入園受付・手続き方法

願書受付日	11 月 1 日 (木) 9 時半から 11 時半
提出物	願書
入園検査料	3,000 円
受付場所	認定こども園母の会 木の家
面接日	11 月 2 日 (金) 午後 時間は出願時にお伝えします 面接には、保護者とお子さんと来園ください
入園許可	面接の上、決定します



納付金 (利用料)

月額料金

- 保育料 在住の市町村が決定 (裏面参照)
- 教育関係費 4,000 円 (園庭、遊具等の整備、安全管理、教職員の研修費用)
- 施設整備費 2,000 円 (園舎の整備、修繕費用)
- 給食費 1,000 円 (会食会費用)

※納入された費用は原則として返金しません。

その他

- 特別活動費 60,000 円 (キャンプ、特別園外保育、卒園アルバム 諸費用)
年少児から 3 年間で積立します。年少児 5 月から年長児 10 月まで毎月の保育料等と同時に
2,000 円を指定口座より自動引落

* 途中退園等で年長組特別活動に参加できない場合、お預かりした特別活動費は返金します。

【個人情報について】

ご提出いただいた個人情報は、本園の「個人情報管理規定」に基づいて、適切に管理させていただきます。

【参考資料】

2018 年度さいたま市教育標準時間認定利用者負担額徴収基準額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)
階層区分	定義	
第 1	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)による支援給付受給世帯	0 円
第 2	第 1 階層を除き、前年度市町村民税(9 月以降は当該年度分市町村民税をいう。以下同じ。)の所得割額が市町村民税所得割非課税世帯である世帯及び支給認定保護者が養育里親等である世帯	0 円
第 3	第 1 階層を除き、前年度市町村民税の所得割額が 77,101 円未満である世帯	6,800 円
第 4	第 1 階層を除き、前年度市町村民税の所得割額が 77,101 円以上 211,201 円未満である世帯	17,200 円
第 5	第 1 階層を除き、前年度市町村民税の所得割額が 211,201 円以上である世帯	22,400 円

- (注 1) 利用者負担額は父母の市町村民税所得割額(調整控除後)を基に算定します。
- (注 2) 小学校 3 年生以下の年長の子どもから順に 2 人目以降の 1 号認定子どもが幼稚園等を利用している場合、利用者負担額を軽減します。2 人目は半額、3 人目以降は無料となります。
- (注 3) 第 3 階層の多子世帯については、きょうだいの年齢制限が撤廃され、家庭における第 2 子が半額、第 3 子以降が無料となります。
- (注 4) ひとり親家庭及び在宅障害者(児)がいる世帯が第 3 階層にあたる場合は、きょうだいの人数にかかわらず、無料となります。
- (注 5) 利用者負担額とは別に、各施設が設定する費用がかかる場合がありますので、施設へご確認ください。

さいたま市ホームページ等より

詳細は、お住いの市町村(さいたま市在住の方は、各区役所支援課)にお問い合わせください。

2号、3号認定園児に関しては、「平成 3 1 年 4 月保育施設利用のてびき」で詳細を確認してください。